



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

経営革新計画申請の手引き (電子申請版)

令和8年9月

広島県 経営革新課

- 1 経営革新計画とは [P3](#)
- 2 経営革新計画の申請の流れ [P7](#)
- 3 経営革新計画申請のポイント [P12](#)
- 4 支援策一覧 [P31](#)
- 5 Q&A（よくある質問） [P50](#)
- 6 支援機関一覧 [P54](#)

※経営革新計画電子申請システムの操作方法については、中小企業庁の[操作マニュアル](#)をご確認ください。

1 ①概要

◇「経営革新」とは？

「中小企業等経営強化法」では、「経営革新」を「事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること」と定義しています。（中小企業等経営強化法 第2条第9項）

◇「新事業活動」とは？

新事業活動とは、次の6つの「新たな取組」をいいます。経営革新計画を作成することにより、「新たな取組」の目標、重点課題等が明らかになり、進捗状況確認により機能的に事業を行うことができます。

- ①新商品の開発又は生産
- ②新役務の開発又は提供
- ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④役務の新たな提供の方式の導入
- ⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用
- ⑥その他の新たな事業活動

1 ②新たな事業活動

◇「新事業活動」とは？（つづき）

- 個々の中小企業者にとって「新たな事業活動」であれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合でも原則として承認の対象となります。

ただし、

- 1) 業種ごとに同業の中小企業の当該技術等の導入状況
 - 2) 地域性の高いものについては、同一地域における同業他社における当該技術等の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については、承認対象外となります。
- 設備の高機能化や共同化が依然として大きな経営課題となっている場合、設備の高機能化や共同化によって新たな生産方式を導入し、生産やサービス供給効率を向上するための取組も承認対象とします。
 - 事業活動全体の活性化に大きく資する生産や在庫管理のほか、労務や財務管理等経営管理の向上のための取組についても、広い意味での「③商品の新たな生産方式」あるいは「④役務の新たな提供方式」等として承認対象とします。
 - 承認に当たっては、県等が、申請内容に沿って承認すべきか否か判断することとなります。ただし、経営革新計画の事業内容によっては、公的な支援を行うことが適当でないと認められる業種等については、承認しません。

1 ③基準指標

◇経営の相当程度の向上とは？

2つの指標を、計画終了時に相当程度向上することをいいます（いずれも正の値）。

①「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率

かつ

②「給与支給総額」の伸び率

事業期間	「付加価値額」又は 「一人当たりの付加価値額」 の伸び率	「給与支給総額」 の伸び率
3年	9%以上	4.5%以上
4年	12%以上	6.0%以上
5年	15%以上	7.5%以上

※年平均3%以上の伸び率

※年平均1.5%以上の伸び率

① 付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費

一人当たりの付加価値額 = 付加価値額 ÷ 従業員数

② 給与支給総額 = 役員報酬 + 給料 + 賃金 + 賞与 + 各種手当

※各種手当とは、給与所得とされる手当（残業手当、休日出勤手当、家族（扶養）手当、住宅手当等）を含み、給与所得とされない手当（退職金など）及び福利厚生費は含みません。

◇留意事項

原則、申請時点で債務超過の場合は、計画最終年度で債務超過を解消する計画としてください。

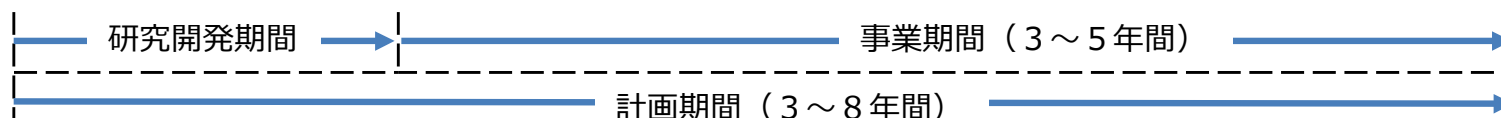
1 ④計画期間

◇計画期間

承認の対象となる経営革新計画の計画期間は、事業期間と研究開発期間の合計です。研究開発期間の有無により、計画期間が異なります。

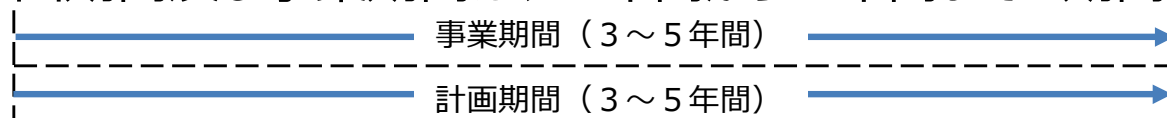
(1) 研究開発期間がある場合

計画期間は3年間から8年間まで、事業期間は3年間から5年間までの期間とする。



(2) 研究開発期間がない場合

計画期間及び事業期間は、3年間から5年間までの期間とする。



◇研究開発期間

技術に関する研究開発を実施する期間です。新たな取組「⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用」に該当する場合、研究開発期間が必要になります。

◇事業期間

計画期間のうち、研究開発期間を除く新事業活動を実施する期間です。指標の向上を求める事業期間は、3年間から5年間までです。なお、研究開発期間がない場合、可能な限り4年以上の事業期間としてください。

2 ①申請要件

次の3点全てにおいて該当する必要があります。

◇登記上の本店が広島県内であること。

個人事業主の場合は、住民票の住所が広島県内であること。

※新規事業の実施場所が県外であっても、本社所在地が県内であれば、広島県へ申請してください。

◇直近1年以上の営業実績があること（税務署に申告済のこと。）。

◇特定事業者であること。

＜特定事業者の定義＞

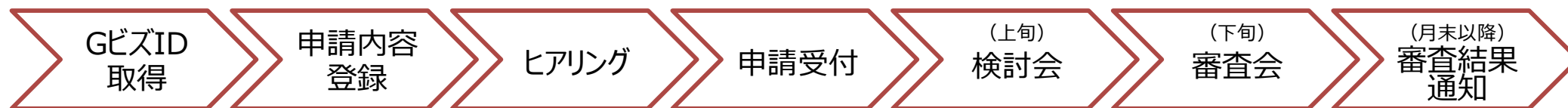
主たる事業を営んでいる業種	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業、建設業、運輸業、その他の業種（下記以外）	500人以下
卸売業	400人以下
サービス業（下記以外）	300人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業	500人以下
小売業	300人以下

※常時使用する従業員には、事業主、役員、臨時従業員を含みません。

※個人事業主も対象となります。

※組合は事業協同組合など、法律等で指定された組合のみ申請可能です。

2 ②プロセス



受付月※月末締め

受付月の翌月 (申請内容により翌々月もあり)

	手順	注意事項等
1	GBIZID取得	申請には、GBIZIDが必要です。 デジタル庁のWebサイトにアクセスし、GBIZIDアカウント（GBIZIDプライムもしくはGBIZIDメンバー）を取得してください。 ※取得には最大 2 週間程度要します。 発行サイト： https://gbiz-id.go.jp/top/
2	申請内容登録	下記URLから電子申請システムにログインし、申請します。 電子申請システム： https://www.keieikakushin.go.jp/
3	ヒアリング	県担当者によるヒアリング（対面/Web）を行います。（90分程度） 【ヒアリングの目的】申請内容の把握等（担当者が検討会・審査会で計画内容を説明します。）
4	申請受付 （修正・質問への回答）	ヒアリングを踏まえて、県から申請内容の修正・質問への回答をお願いする場合は、申請時に登録したメールアドレス宛てに通知が届きます。システムにログインし、申請内容の修正や質問に対する回答を行ってください。
5	審査結果通知	審査が完了しましたら、申請時に登録したメールアドレス宛てに通知が届きますので、結果のみシステムにログインして確認することが可能です。また、審査結果の紙面を郵送により通知します。※承認結果の通知は月末を越える（受付月の翌々月初）可能性があります。

2 ③審査結果の通知

1 審査結果について

- ◇県では、毎月「経営革新計画承認審査会」を開催し、申請された計画内容について、承認すべきか否かを判断します。
- ◇提出要件を満たし、革新性が認められる取組である場合は、申請された経営革新計画が承認されます。
- ◇要件を満たさない場合、申請書の不備、虚偽の報告等があった場合は、不承認となります。
- ◇結果の通知は郵送により行います。審査結果のみ、システム上で確認することが可能です。

2 支援策の申込みについて

- ◇経営革新計画の承認は、融資等の支援措置を保証するものではありません。融資等の支援措置を受ける場合は、別途支援措置先の審査が必要です。

3 フォローアップ調査について

- ◇経営革新計画の実施状況を把握するため、承認後の企業を対象にフォローアップ調査を実施しています。実施の際は、別途ご連絡させていただきますので、ご協力をお願いします。

4 各種補助金への応募について

- ◇「申請書の提出」から「結果の通知」まで1～2か月程度要します。経営革新計画の承認を受けた上で補助金の応募を考えている場合は、余裕をもって申請してください。

2 ④承認後の変更申請

承認後、次に示されるような変更が生じた場合には、「**変更承認申請**」が必要となります。変更承認申請についても、新規の申請と同様の審査手続、スケジュールとなります。

また、変更承認申請に該当しないような変更の場合は、「**変更届出**」が必要となります。

なお、経営革新計画を変更した場合における事業の計画期間は、当初の当該事業を実施した期間を含めて **5年以内**です。

◇変更承認申請が必要な場合

※当初の申請を電子申請システムで行った場合に限り、電子申請システムで申請可能です。

①経営革新計画の目標が変更になる場合

②経営革新の内容の変更及び計画期間の延長の場合

③経営革新を実施するための必要な資金の額及び設備内容が変更になる場合

ただし、設備全体の能力に影響を及ぼさないような機種及び台数の変更、単価の変更等による設備資金及び運転資金それぞれの総額の**20%以内の増加**、計画期間内における**実施時期の変更**など、計画の趣旨を変えないような軽微な変更は申請不要です。

2 ⑤承認後の変更届出

◇変更届出が必要な場合

※電子申請システムに対応していません。

- ・申請者の住所、名称及び代表者並びに電話番号等の変更
- ・申請者の業務形態及び商号の変更
- ・その他県が必要と認める変更

＜承認後の変更承認申請・変更届出時の申請書関係書類＞

	必要書類	添付書類
変更承認 申請	申請書 (様式第2、別表8)	・事業報告（営業報告書） ・決算書（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、当期製品製造原価） ※変更があった場合 ・法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書（写し可））（発効日から3か月以内） ・定款の写し（最終項の余白に「「原本のとおり相違ありません。」記入 年月日・登記簿上の住所・企業名・代表取締役〇〇〇〇」と記入）
変更届出	申請書 (様式第3、別表8)	※必要に応じて ・法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書(写し可)）（発効日から3か月以内）

3 経営革新計画電子申請のポイント

①申請情報

- 申請者情報を確認し、必要に応じて修正します。

②別表 1, 3, 4

- 経営革新計画の内容を入力し、事業計画を作成します。

③別表 2, 5

- 経営革新計画の実施計画を作成します。

④別表 6, 7

- 情報送付先や情報公開の希望を入力します。

⑤添付書類

- 必要書類をアップロードします。

3 ①申請情報

申請書提出先		
提出先情報	都道府県 広島県 提出先名称 経営革新課	提出先の都道府県、名称を選択してください
閲覧先情報	閲覧先名称（支援機関） 支援機関設定	この申請内容の閲覧を許可する支援機関等の名称を設定してください。

都道府県は「広島県」、
提出先名称は「経営革新課」を選択してください。

閲覧先情報を設定することで、設定された支援機関
は申請内容の閲覧が可能となります。
※事前登録が完了されている支援機関に限られます。

3 ②別表 1 (経営革新計画)

実施体制	△△を製造する□□メーカーと提携予定。 大学、公設試、企業などの連携先がある場合は記載する。 連携を計画していない場合は、記載不要です。
------	--

直近期の従業員数	常勤役員	10	人
	非常勤役員	0	人
	常時使用する従業員の数 (うち、パートアルバイト	90 20	人 人)

直近決算期	年 月 年 月
-------	------------

税務申告を行った直近の決算期を記入します。
決算月を過ぎている場合でも、税務申告を行っていない場合は、その前年を直近決算期としてください。

従業員数が基準を満たしているか確認するための項目です。
「常時使用する従業員の数」から「うち、パートアルバイト」の数を引いた人数（労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」の人数）を元に確認します。
なお、常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

3 ②別表 1（経営革新の目標）※記載例

経営革新計画の目標	経営革新計画のテーマ	IoTを活用した生産活動最適化及び生産性の向上
	経営革新計画の目標	当社の生産ラインでは、これまで多くの改善を行ってきたが、今後もさらなる品質向上と生産性向上が重要課題となっている。熟練技術だけでは対応できない部分を最先端設備で補完したうえで、IoT化により、複数の設備を制御し効率的な運用を可能とする。また、設備の稼働状況と製品に関するデータをリアルタイムに集約・可視化し現場対応に役立てることにより、生産活動の最適化と生産性向上を図り、さらに多種多様な精密加工に対応できることから〇〇分野などへ新規販路拡大を図る。

経営革新の内容を簡潔にまとめたテーマを記載

「新たな取組に至った経緯」、「取組内容」、「期待する効果」、「経営上の目標」等、計画のポイントを250文字程度で記載

3 ②別表 1（経営革新の実施に係る内容） ※記載例

経営革新の実施に係る内容

1. 当社の現状と経営課題

300文字程度で簡潔に入力してください。

当社は、□□年間、金属精密加工に携わっており、現在は、主に半導体製造装置メーカーや鉄道△△メーカー等から、精密部品の受注生産を行っている。当社の強みは、どのような形状にでも対応できる加工精度と短納期対応であるが、顧客からの要望は多品種及び増産要望も多いため、現行の設備と生産体制では限界の状況であり、また、切り替え作業など人の介在する作業が多く、生産活動の改善と最適化においても、蓄積されたデータを手作業で集計・加工・情報提示し、現場作業員の経験値により対応していたため多大な労力を要している点が課題となっている。

2. 経営革新の具体的内容

300文字程度で簡潔に入力してください。

詳細は「経営革新計画補足資料」で説明いただきます。

本計画により、最新設備を導入するとともに、設計から検査までの情報をIoTによって連携させ、生産ラインの効率的運用と自動運転を可能とする。さらに、生産ラインのデータを収集し見える化をするために可視化ツールを採用。リアルタイムにだれでもすぐに見ることができる環境を整えて、生産ラインの状況を適切なタイミングで把握し、迅速かつ適確な現場対応を可能とする。

こうした体制を整えることにより、生産活動の最適化と生産の効率化につながり、従来よりも高精度かつ短納期で対応できることから、新たに□□分野へ新規取引先の開拓を行う。

3 ②別表4（設備投資計画／運転資金計画）

別表4（設備投資計画（経営革新計画に係るもの））

■機械装置名称

・具体的な内容を記入してください。

例）×機械購入費 → ○真空パック包装機（型番NN-200） ・複数の経費をまとめる場合は「消耗品費（●●、○○、◎◎）」と内訳が分かるように記入してください。

（単位 千円）

No.	機械装置名称	導入年度	導入時期	国内・海外の区分	単価	数量	合計金額
1	印刷機／○○商品用天糊機／C	▼	なし ▼	○ 国内購入 ○ 海外購入	10,000 千円	1	千円

追加

「マシニングセンター」や「クレーン装置」など設備の名称だけではなく、メーカー、商品名、型番等を記載してください。

別表4（運転資金計画（経営革新計画に係るもの））

（単位 千円）

No.	導入年度	導入時期	国内・海外の区分	単価	数量	合計金額
1	▼	なし ▼	○ 国内事業 ○ 海外事業 （○ 外国関係法人等 ○ 海外支店）	10,000 千円	1	千円

追加

必要に応じて「追加」してください。

3 ②別表3（経営計画及び資金計画）

Step1 : [広島県HP](#)において公開されているExcelファイルに必要な事項を記入します。
 その上で、「別表3インポート用マクロ」シート内の「別表3インポート用CSVファイルに変換する」
 ボタンをクリックし、指定したフォルダにCSVファイルを保存します。
 ※「法人用」「個人事業主用」でファイルが異なりますのでご注意ください。

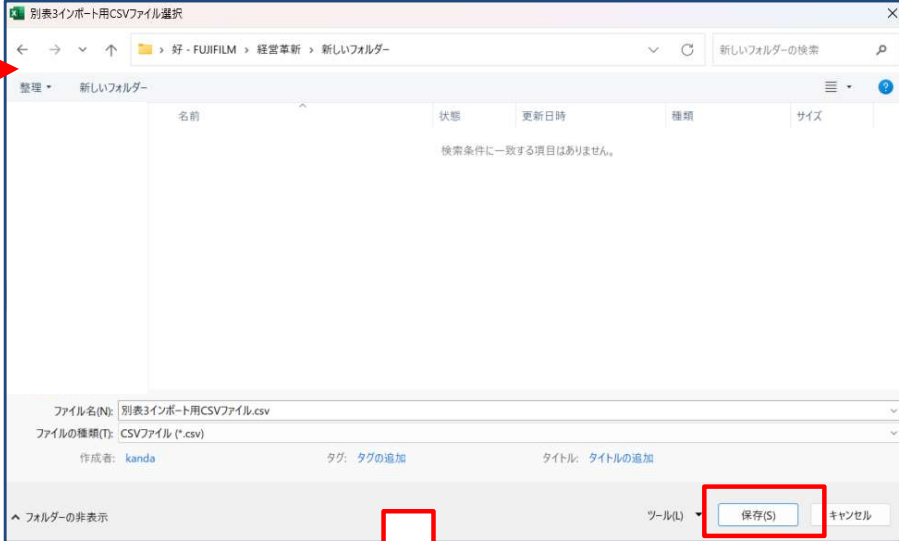


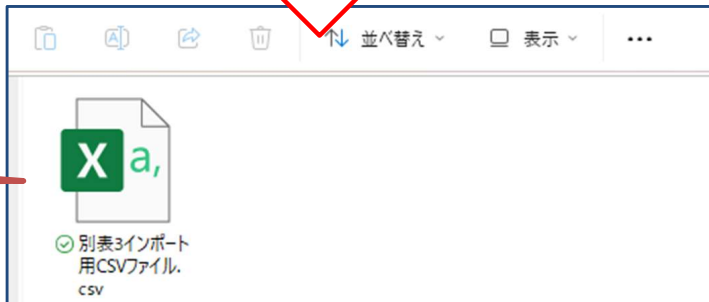
別表3
インポート用
Excelファイル

別表3インポート用CSVファイルに変換する



選択したフォルダにファイルが保存されます。





3 ②別表3（経営計画及び資金計画）

Step2：別表1，3，4の画面にて、Step1で作成したCSVをインポートします。

別表3（経営計画及び資金計画）

※千円未満の端数を四捨五入した金額を入力してください。

■年月
「直近決算期」に入力した年月が直近期末に自動入力されます。

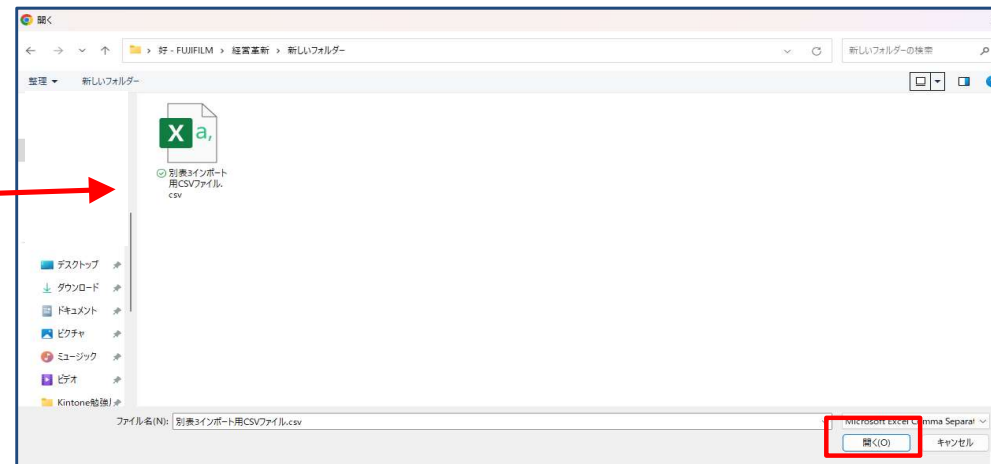
■販売費及び一般管理費
確定申告の各項目の値を元に、下記の計算式に基づき算出した値を記入してください。「④経費計」－「⑤利益引当」＋「⑥専従者給与」

別表3をCSVでインポート

※「別表3をCSVでインポート」を利用する際は、提出先の都道府県から配布されている別表3Excelファイルを使用してください。このファイルの「別表3インポート用マクロ」シートにある「別表3インポート用CSVファイルに変換する」ボタンを押すことで、CSVファイルが出力されますので、そのファイルを選択してください。

(単位 千円)

	2年前	1年前	直近期末	1年後	2年後	3年後
	年	年	年	年	年	年
	なし	なし	なし	なし	なし	なし
	月	月	月	月	月	月
①売上高						
②売上原価						
③売上総利益（①－②）	0	0	0	0	0	0



■ インポートに成功した場合：「別表3のインポートに成功しました。」と表示されます。

■ インポートに失敗した場合：別表3様式Excelファイルから出力された所定のフォーマットであるか確認してください。

base64エンコード済、 kintone 経営革新 keieikakushin-par.sandbox.my.site.com の内容

・設備投資額と運転資金について、調達先ごとに内訳を
別表3のインポートに成功しました。

別表3をCSVでインポート

※「別表3をCSVでインポート」を利用する際は、提出先の都道府県から配布されている別表3Excelファイルを使用してください。このファイルの「別表3インポート用マクロ」シートにある「別表3インポート用CSVファイルに変換する」ボタンを押すことで、CSVファイルが出力されますので、そのファイルを選択してください。

(単位 千円)

	2年前	1年前	直近期末	1年後	2年後	3年後
	年	年	年	年	年	年
	なし	なし	なし	なし	なし	なし
	月	月	月	月	月	月
①売上高						
②売上原価						
③売上総利益（①－②）	0	0	0	0	0	0

	2年前	1年前	直近期末	1年後	2年後	3年後
	年	年	年	年	年	年
	なし	なし	なし	なし	なし	なし
	月	月	月	月	月	月
①売上高	100000	200000	300000	400000	500000	600000
②売上原価	1000	2000	3000	4000	5000	6000
③売上総利益（①－②）	99,000	198,000	297,000	396,000	495,000	594,000

3 ②別表 3（算出時における留意点）

別表3（算出時における留意点）

人数、人件費に短時間労働者、派遣労働者に対する費用を算出しましたか。

☒ はい

☐ いいえ

減価償却費にリース費用を算出しましたか。

☒ はい

☐ いいえ

従業員数について就業時間による調整を行いましたか。

☒ はい

☐ いいえ

こちらの項目については、「はい」となるよう考慮した上で、別表 3 を作成するようにしてください。
例えば、短時間労働者や派遣労働者を雇われていない場合でも、考慮された上で算出したのであれば「はい」とご回答ください。
※個人事業主の場合も同様。

3 ③別表2（実施計画）

番号	計画			
	実施項目	評価基準	評価頻度	実施時期
1-1	社内検討委員会の設置	ロードマップ、進捗度	毎月	1-2
1-2	IoT生産管理・見える化システムの導入検討	仕様書、性能評価	1回	1-3
1-3	最先端設備の導入検討	機能評価	1回	1-3
定量化した基準を設定してください。 定量化が難しい場合、定性的な基準も可とします。				
4	新規取引先の開拓	新規取引先の利上げ	毎月	3-4

実施時期は、開始時期のみ記入してください。
「1-3」は1年目第1四半期、「3-4」は3年目第4四半期を意味します。

3 ③別表5（構成員に対する負担金の賦課基準）

別表5（組合等が研究開発等事業に係る試験研究費に充てるためその構成員に対して賦課しようとする負担金の賦課の基準）

■試験研究の名称

「〇〇技術に関する研究開発」のように、研究内容が分かるように記入してください。なお、該当しない場合は本表の記入提出は不要です。

■年度

研究開発を行う事業年度を選択してください。

■賦課基準

生産数量（金額）や従業員数、出資金等具体的に記入してください。

■負担金の合計及びその積算根拠

A～C社計〇〇〇〇千円（〇〇千円×〇〇台）というように負担金の合計とその積算根拠を具体的に記入してください。

■構成員別の負担金額及びその積算根拠

A社〇〇〇千円（〇〇千円×〇台）、B社〇〇〇千円（〇〇千円×〇台）、C社〇〇〇千円（〇〇千円×〇台）というように具体的な内容を記入してください。

（単位：千円）

No	試験研究の名称	年度	賦課基準	負担金		構成員別の賦課金額	
				合計	積算根拠	金額	積算根拠
1	〇〇商品研究開発	▼ 年度	生産数量	千円	〇〇〇円×〇〇台	千円	△△△円×〇〇台
2	〇〇商品研究開発	▼ 年度	生産数量	千円	〇〇〇円×〇〇台	千円	△△△円×〇〇台
3	〇〇商品研究開発	▼ 年度	生産数量	千円	〇〇〇円×〇〇台	千円	△△△円×〇〇台
4	〇〇商品研究開発	▼ 年度	生産数量	千円	〇〇〇円×〇〇台	千円	△△△円×〇〇台
5	〇〇商品研究開発	▼ 年度	生産数量	千円	〇〇〇円×〇〇台	千円	△△△円×〇〇台
6	〇〇商品研究開発	▼ 年度	生産数量	千円	〇〇〇円×〇〇台	千円	△△△円×〇〇台

組合で申請する場合のみ登録してください。
個別の特定事業者やグループで申請する場合は不要です。

3 ④別表6（関係機関への連絡希望）

別表6（関係機関への連絡希望について）

計画が承認された場合に、当該承認を受けた計画の内容について下記関係機関に送付することを希望する場合には機関名を選択の
ださい。

株式会社日本政策金融公庫/沖縄振興開発金融公庫については支店名を入力してください。

提出先都道府県	広島県	
中小企業投資育成株式会社	機関名 大阪中小企業投資育成株式会社	▼
都道府県等信用保証協会	機関名 広島県信用保証協会	▼
都道府県設備貸与機関 (都道府県中小企業支援 センター)	機関名 (公財) ひろしま産業振興機構	▼
株式会社日本政策金融公庫/ 沖縄振興開発金融公庫	機関名① 中小企業事業 広島支店	
	機関名② 国民生活事業 -なし-	▼
その他	機関名 -なし-	
	機関名 広島支店 尾道支店 福山支店 呉支店 岩国支店	
	機関名	

・「送付を希望する」にチェックを入れた関係
機関に対しては、承認後、システムから承認
通知が送られます。
・通知を受けた関係機関は、「申請内容」を
参照できます。

送付を希望する

☐

送付を希望する

☐

「国民生活事業」は、広島支店、尾道
支店、福山支店、呉支店、岩国支店
から選択してください。

具体的な機関名、支店名
を記載してください。

「その他」には、下記から該当するものを入力してください。

- ・□□商工会議所
- ・広島県商工会連合会（□□商工会）
- ・広島県中小企業団体中央会
- ・公益財団法人食品等流通合理化促進機構

3 ④別表 7（承認計画の公表）

別表7（中小企業経営革新事例集の作成に関するお願い）

「経営革新計画」が承認された場合、記載内容を事例集等に公表してもよい場合は「可」を選択してください。

企業名	☐ 可	☐ 否
代表者名	☐ 可	☐ 否
従業員数	☐ 可	☐ 否
所在地	☐ 可	☐ 否
電話番号	☐ 可	☐ 否
経営革新計画の概要	☐ 可	☐ 否

「可」にチェックを入れた項目については、広島県のHP等に掲載、
新聞社等へ情報提供されます。

3 ⑤添付書類

添付書類の詳細は次ページを確認の上、添付してください。

ファイル名	登録済みファイル	登録/更新ファイル選択	クリア	備考
定款	—	ファイルを選択 選択されていません	クリア	定款の提出が必須とされる都道府県は必ず添付して下さい
最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書 必須	—	ファイルを選択 選択されていません	クリア	最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書を添付してください。なお、これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類を添付して下さい
最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書 2	—	ファイルを選択 選択されていません	クリア	必要に応じて、2枚目の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書を添付してください。
履歴事項証明書	—	ファイルを選択 選択されていません	クリア	履歴事項証明書を添付してください
その他「補足資料」 1	—	ファイルを選択 選択されていません	クリア	その他「補足資料」 1 を添付してください
その他「補足資料」 2	—	ファイルを選択 選択されていません	クリア	その他「補足資料」 2 を添付してください

個人事業主の場合は、
住民票（マイナンバーの記載がないもの）を添付してください。

追加

添付欄が足りない場合は、追加ボタンをクリックの上、添付してください。

3 ⑤添付書類

ファイル名	必要書類	
	個人事業主	法人
定款	不要	必須 ※最終頁の余白に、「「原本のとおり相違ありません」、記入年月日、登記簿上の住所、企業名、代表取締役〇〇〇〇」と記入。
最近二期間の事業報告書 (営業報告書) 必須	県HP から様式をダウンロードの上、作成してください	
貸借対照表及び損益計算書 必須	直近 2 期間の青色申告書 又は白色申告書	直近 2 期間の税務申告済決算報告書 ※貸借対照表、損益計算書、販管費及び 一般管理費の内訳書、製造原価報告書
履歴事項全部証明書 必須	住民票 ※発行から 3 か月以内、コピー可	※発行から 3 か月以内、コピー可
その他「補足資料」	・必須経営革新計画補足資料（県HPから様式をダウンロードの上、作成してください） ・必須別表 3 作成用エクセルシート（拡張子を「.xlsx」などに変更の上、添付してください） ・導入予定の設備の見積書、パンフレットなど県担当者が求める書類など、必要に応じて添付してください。	

3 ⑤経営革新計画補足資料 ※記載例

実施計画の具体的内容

具体的な経営革新プランをまとめて、
別表2の実施番号に合わせて記載

参加特定事業者名 ○○○○

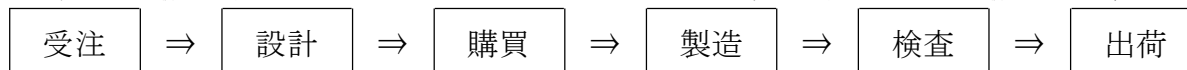
(別表2の実施項目の具体的内容を記入すること。)

1-1 社内検討委員会の設置

- ・プロジェクトメンバーを選定し、検討会議や進捗会議を定期的に開催する。
- ・生産活動最適化へのロードマップを作成し、全従業員に周知し、取組への理解を促す。

1-2 IoT生産管理・見える化システムの導入検討

- ・現状課題の洗い出し、生産活動の最適化に必要な現場データの検討と仕様の精査を行う。
- ・工程ごとの段階的なデータ連携と従業員教育の計画を策定する。
- ・システムメーカー（複数社）と協議し、費用対効果を踏まえた導入システムを選定する。
- ・現状の汎用設備に後付けとなるセンサー等を選定し、工場内の全設備のIoT化を図る。



IoT生産管理・見える化システム導入対象

図表1 当社の現在の主な生産工程とIoT化システム導入対象工程

1-3 最先端設備の導入検討

- ・製造工程と検査工程における、手作業等による稼働率の低い作業を洗い出し、問題点を分析する。
- ・ロボットと検査設備を導入し、IoTによる全体最適化と生産性向上を進めるための仕様を精査する。
- ・ロボット化が可能な作業を精査し、ロボット対応可能な製品を主要取引先と協議し、ロボットの選定を行う。
- ・検査の自動化が可能な検査装置を機械メーカー（複数社）と協議し、装置の選定を行う。

実施項目の実行内容を具体的に記載
(図表で表現しても良い)

計画前	作業A（手作業）	⇒	作業B（手作業）	⇒	作業C（機械作業、稼働率低い）	⇒	作業D（手作業）
計画実施	作業A'（手作業）	⇒	作業B'（ロボット導入による完全自動化）				

図表2 製造工程における計画前と計画後の作業内容

3 ⑤経営革新計画補足資料 ※記載例（つづき）

2-1 ロボット・検査装置の導入

（1）ロボットの導入による生産性向上と従業員の多能工化

- ・既存ラインへロボットの導入により、手作業の機械化を図り、工程全体の稼働率を15%以上に増加させる。
- ・ロボットの操作研修を全従業員に実施し、多能工化への転換を図る。

（2）検査装置の導入と検査作業の標準化

- ・検査装置の導入による作業の省力化と自動化を図り、検査数を現状の1.5倍に増やす。
- ・検査マニュアルを作成し、検査装置の操作研修を全従業員に実施し、作業の標準化を図る。

導入予定の
ロボット
(写真)

導入予定の
検査装置
(写真)

現在の状況と新しい活動の違いを具体的に記載
(図表で表現しても良い)

図表3 導入予定の最先端設備

2-2 IoT生産管理・見える化システムの導入

- ・生産ラインに合わせた現場データの連携を構築。製造・検査工程から実施し、半年間を目安に段階的に全生産管理行程へ拡張する。

工程	受注	設計	購買	製造	検査	出荷
STEP1						
STEP2						
STEP3						

図表4 工程毎のIoTシステム
導入移行

- ・現在の汎用機械の設備にセンサーを取り付け、最先端設備を含めて全機械の製造・検査工程における稼働状況を自動で集計する。
- ・手作業のデータ集計加工から、リアルタイムでだれでも見るように可視化する。
- ・作業進捗の見える化により、ボトルネック作業の削減と工程間の作業時間のバランスを矯正し、作業時間の標準化を行い、生産効率の良い生産計画の策定に取り組む。
- ・システム運用と活用について全従業員に対して研修を実施する。IoTシステム導入による全工程の作業方法の変更に対する理解を得る。

3 ⑤経営革新計画補足資料 ※記載例（つづき）

3-1 導入設備の稼働率、投資効果の分析と検証

- 生産効率分析、削減された工程を分析し、計画値に対する進捗状況を検証する。

現状と計画による経営上の効果を定量的な指標で比較

想定される効果		計画前	4年後	効果
IoTシステム導入による効果	データ集計の作業量	20時間/月	0.5時間/月	月間19.5時間減（△97.5%）
	付加価値労働生産性	100,000千円/年	200,000千円/年	年間100,000千円増
最先端設備導入による効果	製造工程の稼働率	80%	98%	18%増
	検査工程の検査数	4,000個/日	6,000個/日	1.5倍増

図表5 工程毎のIoTシステム導入効果

- 分析結果をもとに、生産管理システムと見える化システムの連携状況、並びに導入設備の問題点を検証し、改善を行う。

3-2 工場間連携に向けた検討

- 生産ラインだけでなく九州地方と東海地方の工場間連携に向けた検討を行う。

4 新規取引先の開拓

- 営業部門を強化し、〇〇分野専任の担当者を配置する。即戦力が求められるため、営業経験者を1名採用する。
- 〇〇分野の売上は、4年後に年間2,500千円を達成する。

計画期間終了頃の想定を記載

（実施計画が書ききれない場合は、

その他の記載事項として・・・

- ・経営計画及び資金計画（別表3）の算出根拠
- ・人材育成の取組
- ・販路開拓の取組

などを計画内に盛り込むことも計画の実行性を高める上で有効です。

3 ⑤経営革新計画補足資料 ※記載例（つづき）

参加特定事業者名 ○○○○

申請者概要

設 立 年 月 日 : □□年□月□日

※法人の場合

ホームページ (URL) : https://www.○○○○○.jp

「経営革新計画」が承認された際に、内容を公表してもよい場合は、ホームページのURLを記載

承認書の送付先住所 : △△市△△町△△番△△号

※申請書の住所と異なる場合

希望する支援策

「経営革新計画」が承認された場合、希望する支援策に○をしてください。

- | | |
|---|--------------------|
| ① 県費預託融資制度(事業活動支援資金) | 2 信用保証協会による信用保証の特例 |
| 3 政府系金融機関による低利融資制度 | 4 高度化融資制度 |
| 5 食品等持続的供給推進機構による債務保証 | |
| 6 中小企業投資育成株式会社法の特例 | |
| 7 海外展開に伴う資金調達に対する支援措置 | |
| ⑧ その他の支援（小規模事業者持続化補助金、広島県よろず支援拠点・専門家によるチーム型支援、中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業、中小企業成長プラン策定支援事業、ものづくり補助金、事業承継・M&A補助金） | |

希望する支援策の番号に○を記載

県の施策情報

「経営革新計画」が承認された場合、「広島県商工労働局メールマガジン」及び「ひろしま産振構からの知っ得情報」の配信を希望されますか。

「広島県商工労働局メールマガジン」を希望（ する ・ しない ）

「ひろしま産振構からの知っ得情報」を希望（ する ・ しない ）

メールアドレス： _____

※「広島県商工労働局メールマガジン」では、企業の皆様に興味を持って読んでいただけるような県や関係団体の施策情報（イベント・セミナーの開催、補助金の公募等）を選んで掲載します。配信は月2回程度を予定しています。

※「ひろしま産振構からの知っ得情報」では、産学官連携、研究・技術開発等に関する公募イベント・講演会・助成金等のご案内など役立つ情報を掲載します。配信は週1回程度を予定しています。

4 支援策一覧

支援策	ページ
①県費預託融資制度	P32
②信用保証の特例	P33
③政府系金融機関による低利融資制度	P34
④高度化融資制度	P35
⑤食品等持続的供給推進機構による債務保証	P36
⑥中小企業投資育成株式会社法の特例	P37
⑦海外展開に伴う資金調達に対する支援措置	P38
⑧新事業分野開拓事業者の認定制度	P39

！ 注意！

計画の承認は、融資、貸付、投資、その他支援措置の実行を保証するものではありません。
計画の承認を受けた後、それぞれの支援機関等における審査が別に必要となります。
※支援措置の内容や要件は変更されている場合があります。詳細は各機関にお問い合わせください。

4 ①県費預託融資制度

概要	県内の中小企業者等が必要とする資金を円滑に供給するため、県が資金の一部を金融機関へ預託し、金融機関の協調を得て行う低利の融資制度							
対象者	経営革新計画の承認を受けた特定事業者							
制度名	産業支援融資（事業活動支援資金）							
貸出利率	融資対象	融資期間	固定金利		融資対象	融資期間	固定金利	
			保証付き	保証なし			保証付き	保証なし
	運転資金	3年以内	1.1%	左記に +0.3%	設備資金	3年以内	0.8%	左記に +0.3%
		3年超5年以内	1.3%			3年超5年以内	1.0%	
		5年超7年以内	1.5%			5年超7年以内	1.2%	
		7年超10年以内	1.7%			7年超10年以内	1.4%	
				10年超		1.6%		
	※表示している貸出利率は、令和8年4月1日適用の利率であり、金融情勢により変動することがある							
融資限度額	2億円（ただし運転資金は6,000万円まで）							
融資期間	運転資金10年（据置3年）、設備資金15年（据置3年） ただし、運転資金と設備資金を併用する場合は、運転資金の融資期間を適用							
保証料率	広島県信用保証協会所定の保証料率（原則として、信用保証付き）							
お問合せ先	広島県 経営革新課 金融企画グループ TEL082-513-3321 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/1168822517324.html 金融機関（商工組合中央金庫、地方銀行、信用金庫、信用組合等）							

4 ②信用保証の特例

概要	中小企業信用保険法の特例（経営革新関連保証） ※信用保険制度とは、中小企業の方が、市中金融機関からの資金借入の際に信用保証協会の保証を利用するに当たり、一定の条件を満たした場合に、信用保証協会と（株）日本政策金融公庫において包括的に保険が成立する制度。この保険制度の下で、信用保証協会は中小企業の方が市中金融機関からの資金の借入を行う際に債務保証を行い、融資を受けやすくします。																											
対象者	経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等																											
支援内容（1）	普通保証等の別枠設定 ※承認経営革新事業資金に関し、通常の付保限度額と同額の別枠を設けています。		<table><tr><td colspan="2"></td><td>通常</td><td>別枠</td><td>保証料率</td></tr><tr><td rowspan="2">普通保証</td><td>企業</td><td>2億円以内</td><td>2億円以内</td><td rowspan="2">0.7%</td></tr><tr><td>組合</td><td>4億円以内</td><td>4億円以内</td></tr><tr><td colspan="2">無担保保証</td><td>8,000万円以内</td><td>8,000万円以内</td><td>0.7%</td></tr><tr><td colspan="2">無担保無保証人保証</td><td>2,000万円以内</td><td>2,000万円以内</td><td>0.6%</td></tr></table>					通常	別枠	保証料率	普通保証	企業	2億円以内	2億円以内	0.7%	組合	4億円以内	4億円以内	無担保保証		8,000万円以内	8,000万円以内	0.7%	無担保無保証人保証		2,000万円以内	2,000万円以内	0.6%
		通常	別枠	保証料率																								
普通保証	企業	2億円以内	2億円以内	0.7%																								
	組合	4億円以内	4億円以内																									
無担保保証		8,000万円以内	8,000万円以内	0.7%																								
無担保無保証人保証		2,000万円以内	2,000万円以内	0.6%																								
支援内容（2）	新事業開拓及び海外投資関係保証の限度額引上げ ※経営革新のための事業を行うために必要な資金に係るもののうち、新事業開拓保証の対象となるもの及び海外投資関係保証の対象となるものについて、付保限度額を引き上げています。 <table><tr><td rowspan="2">新事業開拓保証・海外投資関係保証</td><td>企業</td><td>2億円以内 → 3億円以内</td><td colspan="2" rowspan="2">保証料率 有担保：1.25% 無担保：1.35%</td></tr><tr><td>組合</td><td>4億円以内 → 6億円以内</td></tr></table>					新事業開拓保証・海外投資関係保証	企業	2億円以内 → 3億円以内	保証料率 有担保：1.25% 無担保：1.35%		組合	4億円以内 → 6億円以内																
新事業開拓保証・海外投資関係保証	企業	2億円以内 → 3億円以内	保証料率 有担保：1.25% 無担保：1.35%																									
	組合	4億円以内 → 6億円以内																										
備考	本制度を利用する場合には、経営革新計画の承認の他に金融機関、信用保証協会の審査を受ける必要があります。経営革新計画の承認を受けて、本制度を利用する予定の方は、申請前に金融機関又は信用保証協会にご相談ください。																											
お問合せ先	広島県信用保証協会 TEL082-228-5501ほか （本所 保証部、呉支所、福山支所、備北支所）																											

4 ③政府系金融機関による低利融資制度

概要	経営革新計画に基づく事業に必要な設備資金、（長期）運転資金について、融資が受けられる融資制度	
対象者	経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等	
制度名	新事業活動促進資金	
事業内容	中小企業事業	国民生活事業
貸付利率	基準金利－0.65%：5.4億円を限度（土地に係る資金を除く） ※5.4億円超の場合は基準金利を適用 ※貸付利率は、信用リスク、ご返済期間等に応じて所定の利率が適用されます。	特別利率B（土地にかかる資金を除く） ※お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。
貸付限度額	直接貸付：14.4億円	7.2千万円
融資期間	設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金：10年以内（うち据置期間2年以内）	設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金：10年以内（うち据置期間2年以内）
その他	担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談の上決めさせていただきます。 直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	担保・保証人については、ご希望を伺いながらご相談させていただきます。詳細はお問い合わせください。
お問合せ先	(株) 日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/ 広島支店中小企業事業 TEL082-247-9151 広島支店国民生活事業 TEL0570-077861	

4 ④高度化融資制度

概要	中小企業組合等が承認を受けた経営革新計画に従って実施する以下の高度化事業が融資の対象となる。なお、計画承認を受けた4人以上のグループが経営革新計画に基づく事業を行う場合には、組合同様対象外とする。 (1) 向上・店舗等の集団化事業を行う「集団化」 (2) 向上・店舗等の集約化形態である「施設集約化」 (3) 施設の共同利用形態である「共同施設」 (4) 組合員に対する設備のリース形態である「設備リース」 (5) 合併・出資会社の設立により事業の集約化等を行う「企業合同」
対象者	経営革新計画に基づき高度化事業を実施する組合等
金利	0.2%又は無利子
償還期限	20年以内であって、県が適当と認める期限
据置期間	3年以内
融資割合	90%以内
金融機関保証	必要 ※保証料がかかります。
備考	高度化融資を利用する場合には、 経営革新計画の承認 の他に県担当部局等が実施する診断・助言を受けることが必要です。
お問合せ先	広島県 経営革新課 貸付管理グループ TEL082-513-3323

4 ⑤食品等持続的供給推進機構による債務保証

概要	食品製造業者等が経営革新計画の実行にあたり、金融機関から融資を受ける際に、食品等持続的供給推進機構による債務保証を受けられる。
対象者	経営革新計画の承認を受けた食品製造業者等に該当する特定事業者
保証限度額	4 億円
保証料率	食品等持続的供給推進機構所定の料率
対象資金	承認経営革新計画の実施に必要な設備資金並びに同事業の維持発展に必要な試験研究費、試作費、市場調査費等の運転資金
保証期間	運転資金：5 年以内（うち据置期間は 1 年以内） 設備資金：20 年以内（うち据置期間は 3 年以内）
お問合せ先	（公財）食品等持続的供給推進機構 業務部 TEL03-5809-2183

4 ⑥中小企業投資育成株式会社法の特例

概要	承認経営革新計画に従って、経営革新のための事業を行うために資金の調達を図る場合、資本の額が3億円を超える場合であっても投資対象となる。
対象者	(1) 経営革新計画の承認を受けた中小企業者のうち資本金が3億円を超える株式会社 (2) 経営革新計画の承認を受けた中小企業者によって設立される株式会社であって資本金が3億円を超えるもの
支援内容	(1) 投資事業 ①会社の設立に際し発行される株式の引受け事業 ②増資新株の引受け事業 ③新株予約権の引受け事業 ④新株予約権付社債等の引受け事業 (2) 育成事業（コンサルテーション事業） 投資育成会社は、その株式、新株予約権又は新株予約権付き社債等を保有している投資先企業からの依頼に応じ、信頼できるパートナーとして、各種個別相談に応じます。
参考	（中小企業投資育成制度の概要） 投資育成会社は、中小企業の自己資金の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に基づき設立された政策実施機関です。（原則として、資本金の額が3億円以下の株式会社を対象）
お問合せ先	大阪中小企業投資育成(株) 業務第3部 TEL06-6459-1700

4 ⑦海外展開に伴う資金調達に対する支援措置

概要	(1) 現地子会社の資金調達支援 日本政策金融公庫の債務保証業務、日本貿易保険の保険業務を通じ、中小企業者の外国関係法人等の現地通貨建ての円滑な資金調達を支援します。 (2) 海外展開のための国内における資金調達支援 中小企業信用保険法の保険限度額の増額により、日本企業が海外展開を図る際に、外国法人を設立した場合における出資、貸付に要する資金調達を支援します。
対象者	経営革新計画の承認を受け、海外展開に取り組む中小企業
お問合せ先	具体的な内容については、それぞれの機関にお問合せください。 日本政策金融公庫広島支店中小企業事業 TEL082-247-9151 https://www.jfc.go.jp/ 広島県信用保証協会 TEL082-225-5500 https://hiroshima-shinpo.or.jp/

4 ⑧新事業分野開拓事業者の認定制度

概要	中小企業者が生産又は提供する新商品等の調達機会拡大、また新商品等の周知を通じて、中小企業者の販路開拓を支援し、新事業の育成を図るために、新商品等の生産又は提供によって新たな事業分野の開拓を図る事業者の認定を行います。
対象者	県内に主たる事業所を有する中小企業者で、次のいずれかに該当する新商品を生産又は新サービスを提供する者 ①県知事の承認を受けた経営革新計画に基づいて生産又は提供する新商品等 ②開発に関し県の補助金を受けているなど、①の規定に準ずる事業計画を有する新商品等
対象事業	対象となる新商品又は新サービス（新商品等） ・県の機関が調達している品目又は県の機関における用途が見込まれるもの ・開発してから概ね7年以内のもの
支援内容	・認定を受けた商品又はサービスは、県の機関が契約する際、随意契約を行うことができます。 ・認定した情報を県の機関に周知するとともに、県のホームページで広く公表します。 ・認定の有効期間は、認定日から令和9年3月31日まで（ただし、当該機関内に、認定の日から起算して7年を経過する場合は、7年を経過する日の属する年度の末日まで） なお、認定を受けた商品又はサービスは、必ず県の機関が契約するというものではありません。また、その商品又はサービスの全般的な品質を保証するものではありません。
申請期間	随時受付
備考	この制度を利用する場合は、経営革新計画等の承認の他、県に対して、申請及び審査を受け、認定されることが必要となります。
お問合せ先	広島県 中小企業支援課 支援推進グループ TEL082-513-3355 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/70/shinjigyoubunyakaitaku.html

4 (参考) その他の支援策一覧

支援策	ページ
①小規模事業者持続化補助金	P41
②広島県よろず支援拠点	P42
③新事業進出・ものづくり商業サービス補助金	P43
④事業承継・M&A補助金	P44
⑤ビジネスマッチングサイト J-GoodTech	P45
⑥ハンズオン支援事業（テストマーケティング）	P46
⑦IT経営サポートセンター	P47
⑧カーボンニュートラル支援	P48
⑨外国人材の受入れ	P49

計画承認が要件ではありませんが、「経営革新計画」が承認された多くの特定事業者が、計画実施のため次の支援策を利用されています。

※支援措置の内容や要件は変更されている場合があります。詳細は各機関にお問い合わせください。

4 (参考) ①小規模事業者持続化補助金

概要	小規模事業者が直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃金引上げ、インボイス導入等）等に対応するため、経営計画を作成し、それらに基づいて行う販路開拓の取組等の経費の一部を補助するもの。																				
対象者	小規模事業者 ※一定の要件を満たした特定非営利活動法人も対象となります。	商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く） サービス業のうち宿泊業・娯楽業 製造業その他	常時使用する従業員の数 5人以下 常時使用する従業員の数 20人以下 常時使用する従業員の数 20人以下																		
対象事業	策定した「経営計画」に基づいて実施する、販路開拓等のための取組であること。あるいは、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化（生産性向上）のための取組であること。																				
補助対象経費	①機械装置等費、②広報費、③ウェブサイト関連費、④展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、⑤旅費、⑥新商品開発費、⑦借料、⑧委託費・外注費																				
補助率・補助額	<table><tr><td></td><td>一般型</td><td>創業型</td></tr><tr><td>補助率</td><td>2/3（一部3/4）</td><td>2/3</td></tr><tr><td>補助上限額</td><td>50万円</td><td>200万円</td></tr><tr><td>インボイス特例</td><td>50万円上乗せ</td><td>50万円上乗せ</td></tr><tr><td>賃金引上げ特例</td><td>150万円上乗せ</td><td>－</td></tr><tr><td>上記の特例の要件をともに満たす事業者</td><td>200万円上乗せ</td><td>－</td></tr></table>			一般型	創業型	補助率	2/3（一部3/4）	2/3	補助上限額	50万円	200万円	インボイス特例	50万円上乗せ	50万円上乗せ	賃金引上げ特例	150万円上乗せ	－	上記の特例の要件をともに満たす事業者	200万円上乗せ	－	※経営計画に基づいて実施する補助事業終了時までには要件を満たさなかった場合は、採択されていても補助金の交付が行われないものもありますので、ご注意ください。
	一般型	創業型																			
補助率	2/3（一部3/4）	2/3																			
補助上限額	50万円	200万円																			
インボイス特例	50万円上乗せ	50万円上乗せ																			
賃金引上げ特例	150万円上乗せ	－																			
上記の特例の要件をともに満たす事業者	200万円上乗せ	－																			
備考	応募期間があるので、注意してください。なお、管轄地域（商工会地域、商工会議所地域）によって提出先が異なります。本制度を利用する場合には、応募の上採択されることが必要です。また、経営革新計画の承認が補助を保証するものではありません。																				
お問合せ先	各商工会及び広島県商工会連合会、各商工会議所																				

4 (参考) ②広島県よろず支援拠点

概要	国が全国に設置する経営相談所です。 中小企業・小規模事業者の皆様の売上拡大、経営改善など、経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します。 独立行政法人中小企業基盤整備機構も「よろず支援拠点全国本部」として、全国47都道府県の各よろず支援拠点をバックアップしています。
支援内容	コーディネータを中心とする専門スタッフで、中小企業・小規模事業者の相談を受け付け、適切な解決方法を提案します（相談無料、相談回数制限無し）。 【経営革新の支援】 解決が困難な売上拡大等の経営相談に対応します。 【経営改善の支援】 解決が困難な資金繰り改善や事業再生等に関する経営改善のための経営相談に対応します。 【ワンストップサービス】 地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じて的確な支援機関等を紹介します。
お問合せ先	(公財) ひろしま産業振興機構 経営支援統括センター 広島県よろず支援拠点 TEL082-240-7706

4 (参考) ③新事業進出・ものづくり商業サービス補助金

概要	中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化を後押しすることで、中小企業等が企業規模の拡大・付加価値向上を通じた生産性向上を図り、賃上げにつなげていくことを目的とします。 ※最新の情報は随時、新事業進出・ものづくり商業サービス補助金公式ホームページに掲載されます。				
対象者	日本国内に本社及び補助事業の実施場所を有する中小企業者等				
支援内容		革新的新製品・サービス枠	新事業進出枠	グローバル枠	
	概要	革新的な新製品・新サービス開発の取組を支援	既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出を支援	海外市場開拓（輸出）に向けた、国内の輸出体制強化の取組を支援	
	補助上限額	最大2,500万円（賃上げ特例適用の場合は最大3,500万円）	最大7,000万円（賃上げ特例適用の場合は最大9,000万円）	最大7,000万円（賃上げ特例適用の場合は最大9,000万円）	
	補助率	中小企業者1/2（2/3） 小規模企業・小規模事業者、再生事業者：2/3	中小企業者1/2（2/3）	中小企業者2/3	
詳細は、「新事業進出・ものづくり商業サービス補助金」をご確認ください。 https://shinjigyau-monodukuri.smrj.go.jp/					
備考	・応募期間があるので、注意してください。 ・本補助金は電子申請システムでのみ受け付けます。入力については、電子申請システム操作マニュアルに従って作業してください。申請にはGビズIDプライムアカウントの取得が必要です。アカウントの取得には2週間程度を要しますので、未取得の方は、お早めに利用登録を行ってください。 ・経営革新計画の承認が審査の加点となりますが、補助金の採択を保証するものではありません。				
お問合せ先	お問い合わせ受付予約（コールバック予約システム）をご利用ください。 https://shinjigyau-monodukuri.reserve-apps.com/callback/resv/apply/			予約システム 	公式HP 

4 (参考) ④事業承継M&A補助金

概要	事業承継、事業再編及び事業統合を契機とした取組を行う中小企業者等に対して、その経費の一部を補助することにより、事業承継、事業再編及び事業統合を促進し、経済の活性化を図る。			
対象者	日本国内に拠点もしくは居住地を置き、日本国内で事業を営む中小企業者等			
要件	事業承継促進枠	専門家活用枠	PMI推進枠	廃業・再チャレンジ枠
	5年以内に親族内承継又は従業員承継を予定している者	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	M&Aに伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等に係るPMIの取組を行う者	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者
支援内容	※詳細は、事業承継・M&A補助金のウェブサイトでご確認ください。 https://shoukei-mahojokin.go.jp/			
備考	応募期間がありますので、注意してください。 本制度を利用する場合には、応募の上、採択されることが必要です。 経営革新計画の承認が補助を保証するものではありません。			
お問合せ先	事業承継M&A補助金事務局 専門家活用/廃業・再チャレンジ TEL050-3145-3812 事業承継促進 TEL050-3192-6274 PMI推進 TEL050-3192-6228			

4 (参考) ⑤ビジネスマッチングサイト J-GoodTech

概要	日本の中小企業と国内大手企業・海外企業、また国内中小企業同士をつなぐビジネスマッチングサイト。
対象者	経営の革新に取り組む中小企業・ベンチャー企業等
支援内容	国内中小企業30,000社、大手パートナー企業1,000社、海外企業9,000社がJ-GoodTechメンバーに登録しています。 国内外の企業へ情報を発信し、最適なビジネスパートナーを見つけ、製品開発や新規取引に結びつけることができます。 国内外での技術連携、生産連携、販売推進など、広く事業展開を目指す事業者様を募集しています。
対象業種	製造業、建設業、流通業、サービス業（対事業所向けサービス・情報サービス） ※一般消費者向け取引（BtoC取引）、金融、保険、賃貸、人材派遣、コンサルティング等は対象外です。
申込方法	①下記フォームより登録をお申し込みください。 https://jgoodtech.smrj.go.jp/system/corporations/register/ ②中小機構にて審査を実施し、審査後、メールにて「採択通知」を送付します。 ③あわせて、中小機構から「ジェグテック」のアカウント登録に関するご連絡をメールにて送付します。 ②～③まで、おおむね2週間程度の期間を要します。
お問合せ先	（独）中小企業基盤整備機構 中国本部 支援推進課 TEL082-502-6311

4 (参考) ⑥ハンズオン支援事業 (テストマーケティング)

概要	各業界に精通したアドバイザーが新市場・新分野への進出に向けたテストマーケティングを支援			
対象者	・新市場・新分野において単独での販路開拓が困難であるが、テストマーケティングの活動を主体的に行う意思及び事業化が可能な体制を持つ中小企業・小規模事業者 ＜想定要件＞ ・生産財メーカー等、B to B、B to Cのビジネスモデルであること。 ・自社開発の商品（製品・技術・サービス）であること、類似品と比べて差別性があり、本格的な市場投入の前段階にあること。			
支援内容		M-A型 (マーケティング企画)	M-B型 (テストマーケティング支援)	M-C型 (フォローアップ支援)
	支援概要	アドバイザーとターゲット市場などを検討し、マーケティング企画を練り上げ、プレゼン資料を作成します。	アドバイザーと指定市場のユーザー等を訪問し、デモ等を通じて商品・提供方法・提案方法等の課題を明らかにします。	テストマーケティング実施後の課題（営業力強化や商品企画力強化など）にアドバイザーと取り組みます。
	期間の目安	月2回 × 4か月（8日以内）	5か月程度（15回以内）	月2回×5か月（10日以内）
	受益負担額	17,500円（税込）/人日	5,300円（税込）/人回	17,500円（税込）/人日
※本事業は取引先の斡旋や販売先の紹介を行うものではありませんのでご了承ください。 ※ご相談内容により、その他支援施策をご提案する場合もございます。 詳細は、ホームページをご覧ください。 【参考①】中小機構のハンズオン支援事業とは（活用事例付き動画） 【参考②】中小機構ハンズオン支援事業紹介ページ				
お問合せ先	(独) 中小企業基盤整備機構 中国本部 企業支援課 TEL082-502-6555			

4 (参考) ⑦IT経営サポートセンター

概要	・IT化のお悩みを気軽に相談できるオンライン面談サービスです。 ・実務経験豊富なITの専門家が、中小企業の皆さまのIT化による経営課題の解決に向けて、実践的なアドバイスを行います。 ・具体的な課題が分からない場合でも、ITの専門家と話すことで、お悩みや問題点を整理することが可能です。														
対象者	・自社のIT利活用に関する課題が明確でなく、課題を整理・見える化したい中小企業・小規模事業者 ・自社のIT利活用に関する課題が明確であり、IT利活用・導入について個別・具体的な相談がしたい中小企業・小規模事業者														
相談形式	<table><tr><th>費用</th><th>時間</th><th>利用回数</th><th>運用</th><th>その他</th></tr><tr><td>無料</td><td>60分/回</td><td>複数回ご利用可能</td><td>オンライン</td><td>事前予約制</td></tr></table>					費用	時間	利用回数	運用	その他	無料	60分/回	複数回ご利用可能	オンライン	事前予約制
	費用	時間	利用回数	運用	その他										
	無料	60分/回	複数回ご利用可能	オンライン	事前予約制										
※以下のご相談はお受けできませんのでご了承ください。 ・補助金・助成金等の申請支援 ・PCやネットワークのトラブル解決や導入 ・特定のソフトウェア製品の操作方法やITサービスの詳細仕様などに関する質問 ・特定のソフトウェア製品やITサービスの良否の判断、推奨 ・ITベンダーの斡旋 詳細は、（独）中小企業基盤整備機構のホームページをご覧ください。 https://it-sodan.smrj.go.jp/index.html				<相談対応可能分野> ・ITツール・の選定・導入 ・DX構想の策定 ・Webマーケティング（SNS運用、EC、HP） ・生成AIの導入・活用 ・情報セキュリティ対策 など											
お問合せ先	（独）中小企業基盤整備機構 中国本部 企業支援課 TEL082-502-6555														

4 (参考) ⑧カーボンニュートラル支援

概要	カーボンニュートラルや脱炭素化に取り組む中小企業・小規模事業者に、豊富な経験と実績を持つ専門家がアドバイスを実施します。また、省エネルギー対策の情報や環境経営に関するアドバイスも行います。			
対象者	- 取引先からカーボンニュートラル（以下、CN）に向けた取組を要請されている。 - 今後要請されることが見込まれる中小企業・小規模事業者 - CNを進めるための課題や取組を整理したい中小企業・小規模事業者			
支援内容	①カーボンニュートラル相談窓口 ・CN・脱炭素に関する相談について、経験豊富な専門家がアドバイスを実施しています。 ・相談形式			
	費用	時間	利用回数	運用
	無料	60分/回	複数回ご利用可能	対面またはオンライン（Zoom・Microsoft Teams）
申込：パソコン、スマホから以下のWEBページよりお申し込みください。 https://www.smrj.go.jp/sme/consulting/sdgs/favgos000001to2v.html ・相談例 CO2排出量はどのように算出するのか。 CO2排出量を減らすためには何をするべきか。 CNを経営にどう活かしたらいいのか。 ②カーボンニュートラル診断 ・CO2排出量の算定や削減に向けた課題抽出を支援するため、最大3回まで・無料で専門家を派遣します。 ・ご利用の際は、下段の「お問合せ先」へご連絡ください。				
お問合せ先	(独) 中小企業基盤整備機構 中国本部 企業支援課 TEL082-502-6555			

4 (参考) ⑨外国人材の受入れ

概要	経営革新計画の承認を受けている企業に就労する外国人の方は、在留資格の認定において、一部優遇措置を受けることができる。
対象者（１）	<u>高度外国人材</u> 高度外国人材の認定に係るポイント計算において、最大20点の特別加算を受けることができる（認定要件70点）。 ・「イノベーションを促進するための支援措置（法務大臣が告示で定めるもの）を受けている機関における就労」に該当し、10点加点 ・さらに、中小企業基本法に規定する中小企業者であれば、10点加点
対象者（２）	<u>特定技能外国人</u> 所属機関（企業）が準備する提出書類を大幅に省略することができる。（次の書類等） ・特定技能所属機関概要書 ・労働保険料の納付に係る資料 ・社会保険料の納付に係る資料 ・国税の納付に係る資料 ・法人住民税の納付に係る資料 ・特定技能外国人の報酬に関する説明書 ・雇用の経緯に係る説明書 等 （※省略に当たっては、オンライン申請等の要件があります。）
対象者（３）	<u>在留資格「技術・人文知識・国際業務」、「経営・管理」、「研究」、「企業内転勤」</u> 所属機関（企業）の区分がカテゴリー 1 ※となり、「勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容（主要取引先と取引実績を含む）等が詳細に記載された案内書」など一部書類の提出が不要となる。 （※カテゴリーは審査の迅速化・簡素化を図るために設けられた所属機関の区分。カテゴリー 1 に就労する者については、審査結果が早く出る傾向がある）
お問合せ先	・出入国在留管理庁 外国人在留総合インフォメーションセンター TEL：0570-013904（IP電話・PHS・海外から03-5796-7112） ・広島出入国在留管理局 就労・永住審査部門 TEL：082-221-4412

5 Q & A（よくある質問）

Q1 新たな取組とはどのようなものか。

A1 「新たな取組」とは、個々の特定事業者にとって新たな事業活動であれば、既に他の事業者において採用されている技術・方式等を活用する場合についても原則として支援します。ただし、業種ごとに同業の中小企業（地域性の高いものについては同一地域における同業他社）における当該技術・方式等の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については支援対象外とします。

Q2 創業間もない企業は、申請の対象となるか。

A2 中小企業等経営強化法における経営革新は既存事業から新たな取組を行い、経営の向上を図る事業者を支援するものであるため、創業間もない企業やこれから創業する者については想定していません。しかし、申請までに1回以上決算期を経ており、1年程度の営業実績がある場合は、この期間の概要を書面で説明することで、申請可能です。

Q3 休眠企業は、申請の対象となるか。

A3 休眠あけの事業実績が1年以上必要となります。

Q4 決算月がまもなく到来するような場合は、直近決算月はほぼ1年前の数値となるが良いか。

A4 「直近決算期」とは税務申告を行った直近の決算期を指すため、1年前となる場合もあります。

5 Q & A（よくある質問）

Q5 承認経営革新計画を実施中の企業が、別の新たな事業で再度申請することは可能か。

A5 当該企業の既存事業及び承認経営革新計画とは別の事業であれば、申請が可能です。しかし、承認経営革新計画の遂行時に派生した事業については、変更申請で対応します（期間延長しても、計画期間は研究開発を含む場合は8年まで（事業期間のみで最大5年））。なお、支援について、信用保証の別枠が更に2倍、低利融資の上限が更に2倍となるようなことはありません。

Q6 個人事業主において、青色申告決算書における青色申告特別控除前所得金額は人件費の計算上除外するか。

A6 個人事業主では、会社における役員給与と異なり、個人事業主の報酬に該当する費用が営業利益の計算上計上されない。青色申告特別控除前所得金額を人件費に含めると当該金額を付加価値額の計算上二重に加算することになるため、人件費の計算上、青色申告特別控除前所得金額を除外する。

Q7 個人事業主の場合、給与支給総額はどのように計算するのか。

A7 青色申告を行う個人事業主の場合、青色決算申告書の損益決算書の以下の費目をयी計算します。

給与支給総額 = ②⑩給与賃金 + ③⑧専従者給与 + ④③青色申告特別控除前の所得金額

5 Q & A（よくある質問）

Q8 F C（フランチャイズ）による新事業展開でも承認対象となるか。

A8 経営革新計画は、あくまで個々の事業者が、独自のアイデアで成長することが目的であるため、F C（フランチャイズ）のように既存のシステムやマニュアルに従っただけのものや、法律等に基づく諸制度をそのまま利用するような新事業展開では相当程度の革新性が認められないため、承認対象とはなりません。ただし、その事業において、運営手法や技術にその企業の独自の特殊なものがあるなど革新性が認められる場合は、承認対象となる場合もあります。

Q9 大企業の子会社も申請の対象となるか。

A9 大企業の子会社（株式又は出資額の過半を大企業に有されている者）であっても、中小企業等経営強化法第2条の特定事業者に該当すれば申請の対象となります。ただし、承認されても支援策の対象外となる場合もあります。

Q10 承認を受ければ、金融機関から融資を受けることができるか。

A10 計画の承認は、支援措置の実行を保証するものではありません。計画の承認後、利用を希望する支援策の実施機関の審査が必要になります。計画申請と並行して、金融機関等関係機関と密接な連絡をとってください。

Q11 本社の所在地はA県であるが、経営革新事業の中心は支店（工場）の広島県で行う場合に広島県に申請することは可能か。

A11 申請は本社所在地のA県に申請してください。

5 Q & A（よくある質問）

Q12 複数社（グループ）で申請する場合の申請先はどこか。

A12 代表者の本店所在地が広島県の場合は広島県に、複数県にまたがる場合は国に申請します。

申請者	本店所在地	事業場所	相談先（申請先）
1 社単独	広島県	広島県又は他県	広島県
複数社共同（代表 1 社） A社（代表）、B社、C社	広島県 （代表A社の本社が広島県）	広島県又は他県	広島県
複数社共同（代表 3 社） A社（代表）、 B社（代表）、 C社（代表）、 D社、E社	広島県 （代表A、B、C社の本社が広島県）	広島県又は他県	広島県
	広島県、B県、C県 代表A社、代表B社、代表C社の本社の所在地が <u>同一の地方局管内の場合</u>	広島県、B県、C県 または それ以外の県で活動	事業所管省庁の地方局 または 経済産業省の地方局
	広島県、B県、C県 代表A社、代表B社、代表C社の本社の所在地が <u>同一の地方局の区域を越える場合</u>		事業所管省庁 または 中小企業庁

※複数社（グループ）による申請については、承認の判断に当たって、

- ①グループ全体としての付加価値額（給与支給総額）又は1人当たりの付加価値額
 - ②グループ参加者個々の付加価値額（給与支給総額）又は1人当たりの付加価値額
- のいずれも用いることができます。

Q13 経営革新計画の承認により、申請書に記載した「商品」や「サービス」自体が承認されたことになるか。

A13 申請された事業計画を承認するものであり、申請書に記載されている「商品」や「サービス」自体を承認するものではありません。また、他企業及び一般個人に対して、当該「商品」や「サービス」に関する商取引を県が推薦するものではありません。

6 支援機関一覧

1 中小企業等支援センター

機関名	住所	電話番号
(公財)ひろしま産業振興機構 経営支援統括センター (広島県よろず支援拠点)	〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47広島県情報プラザ1階	082-240-7706
広島市中小企業支援センター	〒733-0834 広島市西区草津新町1-21-35広島ミクシス・ビル内	082-278-8032
呉地域中小企業支援センター	〒737-0045 呉市本通4-7-1呉商工会議所内	0823-21-0151
尾道地域中小企業支援センター	〒722-0035 尾道市土堂2-10-3尾道商工会議所内	0848-22-2165
福山地域中小企業支援センター	〒720-0067 福山市西町2-10-1福山商工会議所内	084-973-6355
三次地域中小企業支援センター	〒728-0021 三次市三次町1843-1三次商工会議所内	0824-62-3125
東広島地域中小企業支援センター	〒739-0025 東広島市西条中央7-23-35東広島商工会議所内	082-420-0303
(独)中小企業基盤整備機構 中国本部 企業支援課	〒730-0013 広島市中区八丁堀5-7広島KSビル3F	082-502-6555

2 市の機関

機関名	住所	電話番号
(公財)広島市産業振興センター	〒733-0834 広島市西区草津新町1-21-35広島ミクシス・ビル内	082-278-8032
(公財)くれ産業振興センター	〒737-0004 呉市阿賀南2-10-1県立西部工業技術センター内	0823-76-3766

6 支援機関一覧

3 国の機関

機関名	住所	電話番号
中小企業庁 経営支援部 経営支援課	〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1763
中国経済産業局 産業部 経営支援課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30（広島合同庁舎2号館）	082-224-5658

4 その他

機関名	担当
最寄りの商工会議所・商工会	経営相談窓口 各商工会議所はコチラ（県HP） https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/soudanmadoguchi-syoukoukaigisyo.html 各商工会はコチラ（県HP） https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/soudanmadoguchi-syoukoukai.html

5 広島県

支援策	担当課	住所	電話番号(ダイヤルイン)
県費預託融資	経営革新課 金融企画グループ	〒730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-3321
高度化融資	経営革新課 貸付管理グループ		082-513-3323
新事業分野開拓事業者の認定制度	中小企業支援課 支援推進グループ		082-513-3355

6 支援機関一覧

6 政府系金融機関

金融機関名	支店名	住所	電話番号
(株)日本政策金融公庫	広島支店 国民生活事業	〒730-0031 広島市中区紙屋町1-2-22	0570-077861
	呉支店 国民生活事業	〒737-0045 呉市本通4-7-1-201	0570-080581
	尾道支店 国民生活事業	〒722-0036 尾道市東御所町1-20	0570-079509
	福山支店 国民生活事業	〒720-0066 福山市三之丸町1-7	0570-079765
	広島支店 中小企業事業	〒730-0031 広島市中区紙屋町1-2-22	082-247-9151

7 民間金融機関等

支援策	金融機関先
預託融資	広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行、四国銀行、西日本シティ銀行、山陰合同銀行、西京銀行、鳥取銀行、百十四銀行、愛媛銀行、香川銀行、トマト銀行、りそな銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫、広島みどり信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合、備後信用組合、両備信用組合、信用組合広島商銀、朝銀西信用組合、笠岡信用組合、商工組合中央金庫

8 広島県信用保証協会

支援策	担当部局	住所	電話番号
信用保証	本所（保証部）	〒730-8691 広島市中区上幟町3-27	082-228-5501
	呉支所	〒737-0045 呉市本通4-7-1	0823-21-9281
	福山支所	〒720-0065 福山市東桜町1-21	084-923-4893
	備北支所	〒728-0021 三次市三次町1843-1	0824-62-3917

6 支援機関一覧

9 大阪中小企業投資育成(株)

支援策	担当部局	住所	電話番号
投資・育成	業務第3部	〒530-6128 大阪市北区中之島3丁目3番23号中之島ダイビル28階	06-6459-1700

10 (公財) 食品等持続的供給推進機構

支援策	担当部局	住所	電話番号
債務保証	業務部	〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-4-5第1東ビル6階	03-5809-2176

経営革新計画の最新情報は、
広島県経営革新課ホームページ

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/keieikakushinsien-gaiyou2.html>

でご確認ください。

【お問合せ先】

広島県 商工労働局 経営革新課 経営支援グループ

〒730-8511 広島市中区基町10番52号（県庁東館 3F）

TEL：082-513-3370（または3371）（ダイヤルイン）

E-mail：syokeiei@pref.hiroshima.lg.jp